

【長期間ご使用製品の保守点検制度】についてのご案内

【法令改正の概要】

消費生活用製品安全法（消安法）の改正が令和3年7月27日に公布され、同年8月1日に施行されました。改正前に特定保守製品^{※1}に指定されていた製品の所有者様には、「長期使用製品安全点検制度」により行なう法定点検を受けることが求められていましたが、改正により下記の製品が法令の対象から除外されました。^{※2}

法令改正により特定保守製品の指定から除外された製品	ガス機器	屋内式ガス瞬間湯沸器・屋内式ガスふろがま (上記の2品目とも都市ガス・LPガス用が対象となります。)
	石油機器	FF式石油温風暖房機
	電気機器	ビルトイン式電気食器洗機・浴室用電気乾燥機
引き続き指定されている製品	石油機器	石油給湯機・石油ふろがま

※1 経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定められている製品をいいます。指定された製品は、所有者登録を行うと特定製造事業者等より点検時期が近づく頃に点検の案内が送られてきますので、点検を受けることが求められています。

※2 技術基準の強化や業界の自主的な取組み等、経年劣化対策の措置により、事故率が指定当時より大きく低下したことにより除外されました。

点検は製品の健康診断です。ガス機器の「点検・取換え目安年数は10年」

タイヘイでは、製品を安全にお使いいただくために所有者登録をお願いしております。私たちが定期的に健康診断を受け、体の状態を確認するように、長期間ご使用いただきました製品は、経年劣化が進み危険となる場合がありますので「あんしん点検（有償）」をお受けいただきますようお願いいたします。法令改正により除外された製品もあんしん点検を受けることを推奨します。

免責事項

- 製品を安全にお使いいただくために、製造後ふろがまの場合は10年を目安に点検をおすすめしています。
- 点検は点検基準に機器が適合しているかどうかを判断するものですので、部品に不具合がある場合の修復は修理は含まれません。点検の結果、修理・部品交換などのご依頼いただく場合は別途費用が必要となりますので、ご了承ください。
- 点検完了後の不具合については、因果関係が明確でない場合は保証いたしかねます。

使用期間お知らせサインについて

弊社の製品には、使用期間をお知らせする「タイムスタンプ」の機能が搭載されている製品があります。設計上の標準使用期間経過後、または相当する使用回数などを超えると、使用期間お知らせサイン（タイムスタンプ）が作動し、本体機器の「お知らせ」にランプ表示して使用期間をお知らせします。使用期間お知らせサインの表示が出ましたら、製品を安全・安心にご使用いただくために「タイヘイ点検受付窓口（TEL 0256-92-7788）」へご連絡し点検（有料）を受けていただくことをお勧めします。

表示された場合の一時的なりセット方法は下記をご参照ください。

(https://www.taihei-corp.com/sefety/reset_dp.pdf)